

全国健康保険協会大分支部主催

被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導 実施要領

目次

- 1 業務概要
- 2 受託機関
- 3 付加検診
- 4 委託契約
- 5 契約金額
- 6 実施期間
- 7 実施場所
- 8 実施方法
- 9 実施規模
- 10 委託先選定
- 11 事故発生の防止
- 12 事故発生時の対応
- 13 その他

令和6年4月

1. 業務概要

本業務は、健康保険法第 150 条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）大分支部が保健事業として実施する 40 歳以上 75 歳未満の協会けんぽの被扶養者（以下「特定健診対象者」という。）に対する、特定健康診査（以下「特定健診」という。）、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という。）及び健康の増進・維持管理に資する検査（以下「付加検診」という。）を自己負担無料の集団健診として実施する。

2. 受託機関

- (1) 本業務を受託する健診機関は、協会けんぽと特定健診・特定保健指導の集合契約もしくは個別契約を締結済みの健診機関であり、協会けんぽの費用補助の範囲内の金額（加入者の自己負担が発生しない金額）で集団健診を実施できる健診機関（以下「受託機関」という。）とする。
- (2) 1 日あたり 100 人以上の健診、午前・午後合わせて 4 時間以上の受付時間、採尿器の事前送付、受診者への受付時間の割り振り案内が可能であること。
- (3) 特定保健指導について、健診当日に初回面談の実施が可能であること。

3. 付加検診

特定健康診査に付随して実施する付加検診は、「血管年齢測定」、「肌年齢測定」、「骨密度検査」のいずれかとする。ただし、上記以外に協会けんぽ大分支部が了承できる検査がある場合は、この限りではない。

4. 委託契約

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、既に協会けんぽと集合契約もしくは個別契約を締結済である場合は不要とする。ただし、契約金額等の理由により、個別契約の締結が必要な場合はその限りではない。また、付加検診の実施にあたっては、（別紙 1）「付加検診業務委託契約書」の締結を必要とする。

5. 契約金額

一人当たりに対する委託料単価（税込）は、特定健診 7,150 円（上限）、特定保健指導 8,470 円（動機付け支援の上限）、特定保健指導 25,120 円（積極的支援の上限）とし、上限より低い金額で集合契約もしくは個別

契約を行っている場合は、その金額とする。上記金額には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含む。

(別途の個別契約締結により、上限以内の単価で実施できる機関を含む)
また、付加検診の一人当たりに対する委託料単価は 600 円(税抜)を上限とする。

6. 実施期間

本業務は、2024 年 6 月から 2025 年 3 月の間に実施する。ただし、特定保健指導にあっては、当該指導の終了(実績評価のみならず脱落や資格喪失による途中終了を含む)する日まで、当該対象者については 2026 年 3 月 31 日を限りとし、期間を延長することができる。

7. 実施場所

本業務は、大分県内の会場で実施する。実施場所の選定については協会けんぽと受託機関が協議のうえ決定することとする。

8. 実施方法

本業務は、次の方法により実施する。

- (1) 受託機関は、協会けんぽ大分支部の定める期間までに、「申請書兼見積書」及び(別紙 2)実施計画書(健診日程、会場等を示すもの。様式は任意でも可。)の申請を行う。
- (2) 協会けんぽ大分支部は、実施計画書を確認のうえ各受託機関の健診日程や実施件数の調整・連絡を行う。
- (3) 協会けんぽ大分支部は、受診対象者へ集団健診の案内状を送付し、健診希望者の受付を行う(受付締切りは、健診実施日の約 3 週間前を目安に設定する)。
なお、受託機関にて受付作業を実施可能な場合は、「申請書兼見積書」にてその旨を申し出た上で、詳細については支部担当者とは別途協議し決定する。
- (4) 協会けんぽ大分支部は、受付した申込者情報を受託機関へ提供する。
- (5) 受託機関は、健診実施日の 10 日前までを目途に、健診申込者に対して健診の案内を送付する。
- (6) 受託機関は、計画の日時・会場にて集団健診を実施後、特定健康診査及び特定保健指導、付加検診の実施状況を協会けんぽ大分支部に報告する。
- (7) 受託機関は、受診者へ 2 週間以内を目途に健診結果を発送する。
- (8) その他詳細事項については、支部担当者とは別途協議し決定する。

9. 実施規模

受診対象者は実施する市内の加入者及び周辺地域の加入者を対象とする。
(勧奨者の10%の受診を想定)

10. 委託先選定

本業務の委託先は次の方法により選定する。

- (1) 本業務への参加を希望する健診機関は「申請書兼見積書」及び(別紙2)実施計画書を4月24日(水)17:00までに全国健康保険協会大分支部へ提出すること。
- (2) 実施地域で多数の応募があった場合は、提出書類、過去の実績等を審査のうえ選定を行い、選定結果については文書等にて応募機関へ通知する。

11. 事故発生の防止

- (1) 受託機関は、受託機関が管理するシステム等に検査数値等を登録する際は、誤って検査項目や検査数値等を登録し、健診結果を作成することがないように、検査項目や検査数値等が一致していることを複数人で確認する等の対応を行うものとする。
また、健診結果通知の送付先誤りや他者の健診結果通知の混入等の個人情報漏洩に繋がる事象が発生していることから、受託機関は、健診結果を送付する際は宛先や封入物の誤りがないことを複数人で確認する等、事故防止に向けた取組を行うものとする。
- (2) 受託機関は、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という)に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受託機関が保有する健診結果データと支払基金に提出する健診結果データの検査数値等に相違がないことを定期的に確認するものとする。
また、システム設定の誤り等により、支払基金に提出する健診結果データの検査数値等の誤りが発生していることから、受託機関は、保有するシステムの変更(または改修)を行った場合には、受託機関が保有するデータと支払基金に提出する健診結果データに相違がないか、点検を十分に行うものとする。

12. 事故発生時の対応

- (1) 受託機関は、受託機関及びその再委託先機関にて、特定健康診査及び特定保健指導委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会けんぽ大分支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(2) 受託機関及び協会けんぽ大支部は、以下のとおり対応を行う。なお、受託機関は、協会けんぽ大支部から対応を求められた場合には、信義誠実に行うこととする。

①事象把握及び初動対応

受託機関は、協会けんぽ大支部に経過、原因、影響範囲等の報告を直ちに行い、関係者への対応（加入者、事業主等への説明、謝罪）、原因調査（発生原因の深堀り）、事象解消の検討・実施（業務手順見直し、不具合解消、システム改修等）の対応方針及び暫定対策について、協会けんぽ大支部と協議のうえ、決定する。

②再発防止策の実施

受託機関は、対策の具体性、対策の有効性、更なる対策の必要性を考慮し、再発防止策を策定し、実施する。

③顛末書の提出

受託機関は、当該事案発生の経緯、原因、対応、再発防止策等について具体的に記載のうえ、協会けんぽ大支部に顛末書を提出する。

(3) 受託機関及び協会けんぽ大支部は、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れがあるもの（要精密検査や要治療に関する通知誤り等）や要配慮個人情報の漏洩等の重大事案については、加入者保護の観点から、より厳正かつ確実な対応を行う。

①再発防止策が取られるまでの対応

受託機関において、安全確保の対策が取られ、協会けんぽ大支部が確実に業務再開可能であると判断できるまでの間は、当該業務の一部を停止することがある。業務の一部停止については、事案判明後、協会けんぽ大支部は速やかに実地調査を行い、原因や影響範囲等を確認したうえで、過去の対応状況等を参考に、協会けんぽ大支部において停止する業務の範囲について、判断を行う。

なお、当該業務の一部停止により、加入者サービスの大幅な低下に繋がる恐れがある場合は、必要な対応を取ったうえで必要最小限の範囲で業務を継続させることができる。

②実地調査の実施

協会けんぽ大支部は、受託機関による重大事案については、特に迅速かつ確実な対応が求められるため、以下のとおり実地調査を実施する。

<1>暫定対策（業務の一部停止等を含む）

協会けんぽ大支部は、事案判明後、速やかに実地調査を実施し、関係者への対応、原因調査、事象解消の検討・実施等の対応方針及び業務の暫定対策について、受託機関と協議のうえ決定する。また、業務停止の範囲について、当該実地調査の状況を踏まえ判断す

る。

〈2〉事象解消及び再発防止策の検証

協会けんぽ大分支部は、受託機関において必要な対応が取られ、その対応が確実に実行されているかについて、再度、実地調査を実施し確認を行った上で、業務を再開させることができる。

〈3〉再発防止策の点検（中間検査）

協会けんぽ大分支部は、委託業者等において、当該事案発生を契機として策定した再発防止策について、継続的かつ確実に実行されているか確認するため、業務の一部停止解除後、実地調査を行う。

③公表

協会けんぽ大分支部は、重大事案により業務を一部停止し、加入者サービスに影響を与える場合は、業務の一部を停止している旨を、協会支部のホームページ等に公表することができる。

1.3. その他

健診実施に要する諸経費は、すべて受託機関の負担とし、健診等実施（整理等含む）にかかるスタッフ等についても、すべて受託機関が用意し実施すること。（※申込者僅少の場合でも協会けんぽ大分支部は違約金等の支払いは行わない。）

また、会場については、受託機関が予約等を行う。会場費用については協会けんぽが1会場60,000円（税込）/日を上限（駐車場代、会場設営、電気代、冷暖房費等を含む）とし、支払いを行う。

なお、当該業務に疑義が生じた場合は、協会けんぽ大分支部と受託先責任者との間において協議のうえ決定することとする。